



共済組合が実施する **健診事業** をご活用ください！

組合員向けの 健康診断

- 人間ドック (35 歳以上 要申込)
- 婦人科健診 (30 歳以上の女性 要申込)
- 成人病健診 (30 歳以上、人間ドック申込者を除く)
- 歯周病検診 (20 歳から 60 歳までの 5 歳刻み節目年齢)

被扶養者向けの 健康診断

- 人間ドック (35 歳以上 74 歳まで 要申込)
- 婦人科健診 (30 歳以上 74 歳までの女性 要申込)
- 特定健康診査
(40 歳以上 74 歳まで 人間ドック申込者を除く)

※平成 24 年度の人間ドック・婦人科健診の募集は終了しています。

さて、組合員・被扶養者の皆さんの中で人間ドックを申込まれても受診されないまま終わられる方や、特定健康診査の受診券を配布した被扶養者の皆さんの中で特定健康診査を受診されないまま終わられる方も毎年たくさんおられます。人間ドック、特定健康診査だけでなく、今一度、**健康診断を受診する目的**を再確認していただき、健康診断を受診されることを本組合はお勧めします。**健康診断を受診する目的**は、病気等の早期発見・早期治療に尽きるので、健康診断を受診しないと自分の健康状態を把握することができません。そして、健康状態を把握していないと治療だけでなく、生活習慣の改善もできません。共済組合は、組合員・被扶養者の皆さんが、未永く健康的な生活を送れるようにお手伝いをしますので、まずは、健康診断を受診いただいて、健診結果で示されたご自身の健康状態を把握ください。

一年に一度、健康診断を受診されない方への 3 つのお願い！

1. 「自分は健康である。」「今は大丈夫である。」などと過信しないでください。
2. 忙しいからといって、健康診断の機会を犠牲にしないでください。
3. 早期発見・早期治療のために健康診断を早期に受診してください。

そして、すべての皆さんへの 3 つのお願い！

1. 健診結果を有効に活用してください。
2. 当然のことですが、「健康が一番である。」ことを再認識してください。
3. 自分の身体を労わってください。